

館山市と株式会社ミツハシとの連携に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社ミツハシ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、郷土料理の継承など食育の推進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1)郷土料理の継承に関すること
- (2)食育に関すること
- (3)郷土料理など地域の食文化を踏まえた商品開発の連携に関すること
- (4)その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携・協力事項にかかる取組を効果的に推進するために、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、その都度決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、また、本協定以外の目的で使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を書面により申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年6月30日

甲 千葉県館山市北条1145番地の1
千葉県館山市

館山市長 森 正一

乙 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目25
株式会社ミツハシ

代表取締役会長 三橋 美幸